

函館市小規模放課後児童支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、子どもの安全・安心な居場所の確保を図るため、保育所、認定こども園または地域子育て支援拠点事業等の事業・施設（以下「保育所等」という。）と一体的に実施する小規模放課後児童支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 本事業は、保育所等と同一施設内で実施する。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、函館市とする。

2 市長は、保育所等を運営する者に、本事業の実施を委託することができる。

(対象児童)

第4条 本事業の対象となる者は、保護者が労働等により昼間家庭にいない函館市内の小学校に就学している児童とする。ただし、市長が認めたその他の健全育成上支援を要する児童も対象とすることができる。

2 本事業を実施する施設（以下「事業所」という。）の利用定員は、おおむね10人未満とする。

(事業の一般原則)

第5条 本事業は、事業所において受け入れている児童（以下「利用児童」という。）につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該利用児童の自主性、社会性および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該利用児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 本事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくるとともに、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、子どもが過ごす場所として事業の質の向上に努めなければならない。

3 事業者は、保育所等との連携・協力関係のもとに、利用児童の安全

を確保できる体制を構築し、利用児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを実施しなければならない。

- 4 事業者は、利用児童の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 5 事業者は、地域社会との交流および連携を図り、利用児童の保護者および地域社会に対し、当該事業者が行う本事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 6 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 7 事業所の構造設備は、採光、換気等利用児童の保健衛生および利用児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(開所時間および日数)

第6条 事業者は、事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

(1) 小学校の授業の休業日 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日 1日につき3時間

- 2 事業者は、事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

(事業の実施)

第7条 本事業は、次に掲げる内容を実施する。

(1) 利用申込の受付、利用児童の決定

(2) 利用児童の健康管理、情緒の安定の確保

(3) 出欠確認をはじめとする来所時、活動中および帰宅時の利用児童の安全確保

(4) 利用児童の活動状況の把握

(5) 遊びの活動への意欲と態度の形成

(6) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の育成

- (7) 下校時刻や行事予定，利用児童の病気や事故等に関する小学校との日常的な情報の交換および共有
- (8) 利用児童の発達，課題等に関する連絡帳や個人面談等による利用児童の保護者との日常的な情報の交換および共有
- (9) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (10) その他利用児童の健全育成上必要な活動

2 事業の目的がスポーツクラブや塾等，その他公共性に欠ける事業は，本事業の対象とはしない。

(職員体制)

第8条 事業者は，事業所ごとに，専任で本事業に従事する職員を，事業所を開所する時間を通じて，1人以上配置しなければならない。

2 事業者は，前項の規定による職員として，函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第52号）第11条第1項に規定する放課後児童支援員を配置するように努めるものとする。

3 事業者の職員は，保育所等の職員と密接に連携し，その協力体制のもとで本事業を行うものとする。

(事業者の職員の一般的要件)

第9条 本事業において利用児童の支援に従事する職員は，健全な心身を有し，豊かな人間性と倫理観を備え，児童の健全な育成に熱意のある者であって，できる限り児童の健全な育成を図るための理論および実際について訓練を受けたものであることが望ましい。

(事業者の職員の知識および技能の向上等)

第10条 事業者の職員は，常に自己研さんに励み，児童の健全な育成を図るために必要な知識および技能の習得，維持および向上に努めるものとする。

2 事業者は，職員に対し，その資質の向上のための研修の機会を確保するよう努めるものとする。

(設備の基準)

第11条 事業所には，遊びおよび生活の場としての機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか，支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は，利用児童1人につき，おおむね1.65平方メートル以上となるように努めるものとする。
- 3 専用区画ならびに第1項に規定する設備および備品等（以下「専用区画等」という。）は，事業所を開所する時間帯を通じて専ら本事業の用に供するものとする。ただし，利用児童の支援に支障がない場合は，この限りでない。
- 4 専用区画等は，衛生および安全が確保されたものでなければならない。

（費用の負担）

第12条 事業者は，本事業を実施するために必要な費用の一部を，利用児童の保護者から徴収することができる。

- 2 事業者は，前項のほか，利用児童に係る次に掲げる費用を利用児童の保護者から徴収することができる。
 - (1) 日用品，文房具その他の事業に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 事業に係る行事への参加に要する費用
 - (3) おやつ，食事の提供に要する費用
 - (4) 傷害保険，損害賠償保険に要する費用
 - (5) 学校から事業所までの利用児童の送迎に要する費用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか，本事業において提供される便宜に要する費用のうち，本事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって，利用児童の保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 事業者は，前2項の費用を徴収する場合は，あらかじめ利用児童の保護者に費用の内容について説明し，同意を得なければならない。

（非常災害対策）

第13条 事業者は，軽便消火器等の消火用具，非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに，非常災害に対する具体的計画を立て，これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち，避難および消火に対する訓練は，定期的にこれを行わなければならない。
- 3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には，地域の特性に応じて，地震，津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

ない。

(安全計画の策定等)

第14条 事業者は、利用児童の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、職員、利用児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、利用児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、利用児童の保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知するように努めなければならない。

4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第15条 事業者は、利用児童の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用児童の移動のために自動車を運行するときは、利用児童の乗車および降車の際に、点呼その他の利用児童の所在を確実に把握することができる方法により、利用児童の所在を確認しなければならない。

(利用児童を平等に取り扱う原則)

第16条 事業者は、利用児童の国籍、信条または社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第17条 事業者の職員は、利用児童に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」

という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第19条 事業者は、利用児童の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第20条 事業者は、事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 職員の職種、員数および職務の内容
- (3) 開所している日および時間
- (4) 支援の内容および当該支援の提供につき利用児童の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(事業者が備える帳簿)

第21条 事業者は、次に掲げる書類を備え、これを整理しておかなければならない。

- (1) 利用児童の名簿および利用児童の保護者から提出される申込書類
- (2) 利用児童の出席簿や事業所の職員が作成する日誌等、実施状況のわかる書類
- (3) 運営に関する帳簿および領収書や通帳等、帳簿の内容を裏付ける書類

2 前項の書類については、委託期間終了後5年間保存しなければならない。

(秘密保持等)

第22条 事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児童またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第23条 事業者は、その行った支援に関する利用児童またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その行った支援に関し、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(利用児童の保護者との連絡)

第24条 事業者は、常に利用児童の保護者と密接な連絡をとり、当該利用児童の健康および行動を説明するとともに、支援の内容等につき、当該利用児童の保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第25条 事業者は、市、児童福祉施設、利用児童の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用児童の支援に当たらなければならない。

2 放課後子ども教室を実施する小学校区で開設する事業所は、連携して事業を推進するように努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第26条 事業者は、利用児童に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用児童の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、利用児童に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(補則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。